

## 第 2 2 期

# 第 3 回大分県内水面漁場管理委員会

## 議 事 録

開催日時 令和 8 年 2 月 4 日（水） 1 0 時 0 0 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 1 0 番 1 号  
大分県庁舎別館 8 4 会議室



第22期大分県内水面漁場管理委員会 第3回委員会

1. 開催日時 令和8年2月4日(水) 10時00分

2. 開催場所 大分県庁舎別館 84会議室

3. 出席委員 北西 滋  
手島 勝馬(会長、議長)  
山下 あづさ  
久寿米木 洋子  
秦 香織  
横松 芳治  
後藤 公成  
松原 かおり  
秦 和恵  
宮名利 光廣

農林水産部 大塚水産担当審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 平川参事、三ヶ尻主幹(総括)、野田主査、甲斐主任、利光主事

臨席者 大分県総務部中部振興局 中川主幹

4. 議事録署名委員 北西委員、山下委員

5. 審議事項及び審議結果

第1号議案 第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和7年度中間実績について

審議の結果 報告のとおり確認した

6. 審議概要

参事

それでは、ただいまから第22期第3回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の進行を務めます漁業管理課の平川です。よろしくお願

します。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中10名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

最初に、大塚水産担当審議監兼漁業管理課長からあいさつを申し上げます。

大塚審議監 ( あいさつ )

参事 ありがとうございます。大塚審議監におかれましては、公務重複のためここで退席します。

議事に入ります前に、本日使用する資料を確認します。本日はタブレットを用いて説明しますので、タブレットの中に議案書があるかを確認してください。途中で画面が飛んでしまったり不都合があった場合は、議事進行中でも、挙手してください。担当者が補助します。また、紙の議案書が必要な方は、お申し付け下さい。

それではこれより議事に入ります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっていますので、以後の進行を手島会長にお願いいたします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、北西委員と山下委員にお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。

第1号議案の「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和7年度中間実績について」を審議したいと思います。

事務局から提案理由を説明してください。

参事 それでは議案書2ページをご覧ください。

第1号議案「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和7年度中間実績について」を説明します。

2ページの下の方に漁業法の抜粋を載せていますが、「第168条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。

また、「第169条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。」ことになっており、「第2項、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。」とされております。このため、第五種共同漁業権の免許を受けている各河川漁協の増殖事業について、例年、上半期までの中間実績と最終見込みを内水面漁場管理委員会に報告し、進捗状況について確認をいただいているものです。

本県では従前から当該年度の組合経費の30%以上を増殖事業に充てることを義務として河川漁協に課しています。

各河川漁協では、毎年度、漁業権魚種の増殖計画をつくり、県に提出します。これを内水面漁場管理委員会で審議、承認しており、本年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年7月31日に開催されました第22期第2回委員会でご審議をいただき、ご承認をいただいたものです。

この計画に基づく10月末までの中間実績について、各漁協からの報告を取りまとめたものが、議案書の3ページからの一覧表です。

最初にこの表の見方についてご説明しますので表の一番上をご覧ください。横並びに①から⑦までの番号を付しています。

①は組合の年間の総経費見込みです。

②は増殖事業費です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業費の内訳で、④が放流、⑤が産卵場造

成、⑥がその他となっておりまして、各漁協とも計画及び実績、一部の漁協については最終的な見込みを記載しています。また、計画、実績、見込みのいずれも、上段が放流等の数量で、下段に放流等に要する金額を記載しています。なお、赤字でお示している部分については、11月以降に実施が予定されている増殖事業となります。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、今後の増殖事業を記載しています。また、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということもこの欄に記載しています。

さて、③の増殖事業費割合につきまして、各漁協の状況を実績の欄で見たいと思います。

最初に免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費については3月末の見込みの数字ですが2,111万8千円で、②の増殖事業費の自己資金の10月末段階の実績が845万7千円、③の増殖事業費の割合が42.6%で、すでに組合経費の30%を超えております。

次の駅館川漁協以降については、考え方は同じですので③の増殖事業費の割合についてのみ説明いたします。

免許番号2です。この漁業権は駅館川漁協、長洲河川漁協、宇佐山郷淡水漁協の3者が共同で免許された漁業権で、それぞれの漁協で増殖事業を実施する必要があります。まず、駅館川漁協ですが、③の増殖事業費の割合が44.6%となっており、既に30%を超えています。同様に長洲河川漁協は54.4%、宇佐山郷淡水漁協は72.8%といずれも30%を超えています。

次に、免許番号3は、大野川漁協と鶴崎漁協が共同で免許された漁業権ですが、大野川漁協は38.5%、鶴崎漁協は33.5%と、いずれも30%を超えておりますが、鶴崎漁協につきましては表の一番右⑦の備考欄の4行目以降にありますように、あおのりの岩盤清掃を行い、最終的には35.6%になる見込みです。なお、しじみ及びあおのり漁業は第1種共同漁業に含まれるため、法の規定による増殖義務は課せられておりませんが、当県では第1種共同漁業権に係る増殖活動に要した経費についても増殖事業費の算出に加える取り扱いとしています。

次の4ページをご覧ください。免許番号4の番匠川漁協は、43.8%と既に30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、

えのはの放流を行い、最終的には45.4%となる見込みです。

次の免許番号5の堅田川漁協も45.4%とすでに30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、今後、えのはの追加放流を予定しており、最終的には46.5%となる見込みです。

次の免許番号6の玖珠郡漁協は、19.4%と基準の30%に達しておりませんが、赤字部分のとおり、えのはの放流を行い、最終的には34.6%になる予定です。

次の免許番号7の日田漁協についても、8.8%と基準に達しておりませんが、あゆとえのはの追加放流を行い、最終的には47.5%になる見込みです。

次の免許番号8番の大分川漁協についても、28.7%と基準に達しておりませんが、赤字部分のとおり、えのはともくずがにの放流及びふなの産卵場造成を行い、最終的には34.5%になる見込みです。

次の5ページをご覧ください。免許番号9番の桂川漁協は、60.1%と既に30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、もくずがにの放流を行い、最終的には75.1%となる見込みです。

次の免許番号10番の宇目町漁協は、47.7%と既に30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、ふな、はえの産卵場造成を行い、最終的には51.1%になる見込みです。

次の免許番号11番の臼杵河川漁協は、35%と既に基準の30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、もくずがにとすっぽんの放流を行い、最終的には45.4%となる見込みです。

最後に免許番号12番の津江漁協は、25.8%と基準に達しておりませんが、赤字部分のとおり、えのはの放流を行い、最終的には41.6%となる見込みです。

以上のとおり、全ての漁協で③の増殖事業費の割合が30%を超えているか、超える見込みとなっております。

なお、コイの増殖事業につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置のため、水産庁の指導で、「コイを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いとなっております。

また、「ふな」、「はえ」、「うぐい」は種苗の入手が困難であるということから、産卵場造成による増殖を行っています。

以上で説明は終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

後藤委員 桂川漁協のあゆだけ単位が尾数になっているんですが、ここだけ尾数になっているのは何か意味があるんですか？例えば成魚を放流したとか。

甲斐 漁協から毎年中間報告実績をデータでもらい、取りまとめてこちらの表にしているんですけど、青字のところは計画のところなので計画の段階で2,500尾としてあがってきていた数字を転記したのになります。

後藤委員 計画では尾数で、実績ではkgであがってきているのか。

甲斐 計画の段階では7cmサイズを2500尾放流するということであがってきていましたのでそのまま記載しています。  
実績については、重さであがってきています。

後藤委員 7cmサイズが282kgで大体2500尾になるという見方でよいですか。

参事 282は金額です。最終的には金額で増殖経費の割合をだすことになりますので、多少サイズ、尾数が変わっても金額的に超えていれば増殖事業としては認められるということで、尾数等についてはそこまで細かく確認しているわけではございません。

議長 おそらく大方の目安で2,500尾というのをだしていると思います。

後藤委員 大体漁協さんではこのくらいということですか？

議長 大体10から12、3gですね。  
小さいのもおりますけどね。海産のものになると小さめになる

から、キロ数でいっても。金額的にも高くなりますけど。

議長 他にご意見もないようですので、第1号議案について審議いたします。第1号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり確認したこととします。

これで予定していた議案はすべて終了いたしました。

続いて、その他の事項にうつります。

「①令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について」事務局から説明してください。

甲斐 議案書の6ページをご覧ください。

昨年10月10日に令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会が開催され、しんかずしげ秦和恵委員に参加していただきました。

次の7ページに当日の次第がございますが、まず、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所坪井主任研究員から「効果的なカワウ対策及びアユ放流手法」について講演がありました。

8ページからが講演の資料ですが、前段のカワウ対策については、モニタリングが基本であること、駆除よりも繁殖を抑制することが重要であるとのことでした。

後段のアユ放流手法については、早い時期に小さい種苗を小規模河川で放流するのが望ましいということでした。また、アユの生息環境に大きな石が必要で、河川工事による石の撤去は慎重になるべきという話もありました。さらに、アユの河川ごとの遺伝子についてもお話があり、他河川由来の種苗の導入については慎重に行うのが良いということでした。

続いて、同じく水産研究・教育機構水産技術研究所 中村研究員から「内水面漁協の経営改善について」というタイトルでの講演がありました。

資料は24ページからとなります。現状の内水面漁協が抱えている課題のうち、組合員の減少や高齢化、人材の確保等について解説がありました。

各講演の詳細については後ほど資料をご確認いただければと思います。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

後藤委員

内水面漁協の経営改善についての資料の中で、組合員さんが減っているということが大きな課題になっているとありますけど、大分県の各河川に漁協さんがあるんでしょうけど、この取り組みってというのは実際に今後どうなっていくのでしょうか。

減っている、と言うだけでは県の方も困るのでないかと思いますが。

秦(和)委員

大分川の場合、大分市の中心部は若い人が多い。由布市、竹田市になると中山間部で高齢化が進んでいます。なおかつ、高齢化で2世代、3世代で同居していることも少ない。そうすると若い人が少なくなっている。そうなるとうちでも組合員の減少傾向はこのまま続くと思います。今、800人を切っているんですけど、これが継続的に減少していくんだらうと思います。

組合員はたしかに増やしたいが、そういう状況です。

後藤委員

人口は減っていきますし、高齢化というのはどこも同じかもしれませんが、漁協がそのうち運営できなくなる、合併しなければいけないということが今後出てくる可能性があるのではないかなど。そういう時に、漁協さんも対策をとるんでしょうけど、県の方もそこへ少しお力添えをいただくようなことで、維持できるようなことになればいいかなと思います。

参事

まず、合併のことについては、今河川漁協の連合会がありますので、そういったところで議論いただいて、それから県とも協議

しながら進めていくことになろうかと思います。

組合員減少の対策を含めてになります。県の方では先ほどご説明した増殖にかかる経費の一部を支援して資源を増やす取組をしています。資源が増えれば組合員が増えることにもつながるのではないかと、ということで支援を続けているところです。

また、試験場の方でも調査をしながら各漁協さんの支援をしているという状況でございます。

宮名利委員 カワウ対策についていつもやっているんですけど、何か対策ありましたか。

甲斐 この講演の中の話ではコロニーがあったからといってすぐに撃って駆除するのではなくて、繁殖を抑制する方向で対策をとるのが今のところ研究としては良いだろう、ということでした。具体的にはドライアイスを巣に入れて卵のふ化率を下げるといったことが効果が高いのではないかと、ということでした。

現場としては撃ちたくなんですけど、その場から移動するだけで数として中々減っていかないの、あくまで繁殖を抑制するというのは良いのではないかとというのが今回のお話でした。

宮名利委員 その話は昔からあるんですけど、実際にその成果が出てきているんですか。ドライアイスの話は昔から出てきていた。

全国内水面のカワウ対策の話にも出るんですが、論議だけして実際にやったという話がない。ただ、カワウの個体数を確認すると。確認して何になるのか。やっぱり駆除しなければならない、というのが第一だと思うんですけど。

山国川の方では銃を使える箇所がない。国道がみんな川沿いを通っているから。いくらカワウがいても花火で追っ払ってもまた帰ってくるので同じこと。何か対策を考えてもらいたいと思います。今良いエアライフルがありますから。それと猟友会の皆じやなしに、定められた人が車の中からも撃てるようなことも考えてもらえれば多少なり減ると思います。

秦(和)委員 カワウについてですけど、落ちアユの時期になると河口から朝飛んでくる。それも100羽や200羽の集団で。手の打ちようがな

い。追っ払っても上流に行く。

さっきに言ったような鉄砲で撃っても100羽や200羽になったら実際のところ手が付けられない。

大分の場合思うのは、アユが遡上する3月から解禁した7月ぐらいまでの間はテグスを張って、防御する以外手はないかなと。鉄砲も打てないし、テグスが一番効果があるような気がする。

議長           うちとかは結構鉄砲撃てる場所があるんですけど、撃ってもそうは減らない。よそから飛んでくる。

秦（和）委員   100羽や200羽はどこから飛んでくるのかな。

議長           今日田で思っているのは、福岡県側から来ているんだろうと。福岡県側に帰ってしまうから。

やっぱり九州管内なら九州管内の北側と南側で一緒に、熊本、佐賀、福岡、大分4県一緒に駆除をやるとかしないと、こっちで駆除したものがあっちに飛んでいき、あっちで駆除したものがこっちに飛んでくるみたいなことになる。

横松委員       昔広域的な取り組みをしようということで、協議会みたいなものをつくったのでは？

参事           たしか、令和6年頃に広域の協議会というのを環境省の主催で組織化され、検討され始めたところだと思います。今会長が言われた通りの考え方で全体の個体数管理というところが進められている。どういう風に進んでいるかは把握できておりませんが。

先ほど、宮名利委員と秦委員から言われた部分については、個別の場所に応じた対処の方法が必要だというご意見だと思いますので、その点については水産研究部と協議をしながらどういった形が効果的なのか、ライフルになると違う法律の関係とかもできましますので、できる対策がなんなのかということについて相談していただければと思います。なかなかライフルの許可できる範囲というのが、先ほど国道の近くに川が走っているのでできないことがあるかと思いますが、できることがなんなのか

を相談させていただければと思います。

宮名利委員 ライフルについて、水産庁が都道府県の方でそれができると言っていた。確認してみてください。

参事 分かりました。

議長 カワウが内水面まで上がってくるっていうのは、海面に餌がないからでは。養殖が増えていて、海で泳いでいる魚が少ない。餌のある内水面にどんどん入って来る。本当にたちごっこ。

参事 先ほどお話のあった時期的なものの移動については、北部水産グループの方で個体数調査をやっておりますので、それが基本になりますので調査にも協力をいただきながら、対策について今後検討する方向で北部水産グループと相談したいと思います。

宮名利委員 それと、コイヘルペスといって、みんなコイを釣らなくなった。今までは淵で一日中コイを釣っていた。川岸に人がいればカワウも来ない。今は全然川に釣り人がいない。アユが解禁になれば友釣りの人だけがくる。コイヘルペスは人間に害はあるのか。

参事 コイヘルペスは人間には害はありません。

宮名利委員 コイヘルペス病というからみんなが警戒している。アピールの仕方が悪かったと思う。自分は建設業の仕事をしていて、生コンを打設した際に流れた汁でコイが死んでいたのを見たことがある。学者の人がコイヘルペスとか名前を付けているが。食べて悪いものでなければどうぞ食べてください、というコマーシャルをだしましょうよ。

参事 コイヘルペスウイルス病は国が指定する特定疾病になっているので、どうしても国の法律に準じた対応になってしまうということとは否めませんが、それがカワウの飛来に影響している、とまできてくると、とりあえず他のあゆ等を増やすことで被害が軽減できればいいなというところでございます。

議長

後藤委員から組合員の減少の件がありましたが、減少する要因は高齢化。高齢化で跡継ぎになる人たちが入らない。元々水産業だけで暮らしていた人たちが少なくなって、アルバイト感覚でやる人たちが多くなった。

高齢化がどんどん進んでいって、うちでもまだ80歳という人でも獲っている人がいます。ただ、その人が次の時代まで考えて、教えているかとなると、教える方法がない。

うちの場合、今河川がいくつもあるが、この河川はどういう釣りをやろうとかいうことで河川ごとに振り分けようかというところまでなっている。あゆを全部に放流するのではなく、あゆはこの河川だけ、他の河川には別の魚をいれて、えのはとかで遊びましようよ、というような方法で。今はえのはの方が釣り客が多くなっている。

600人いた組合員も今は200人しかいない。それでも全国の釣り大会が4つくらいくるのが唯一の救い。釣れたら人は来る。釣れなかったら来ないので魚を入れるしかない。魚を入れて釣ってもらい、また来てもらうという方法しかない。それで精一杯。

後藤委員

遊漁の割合の方が多いんですか。

議長

今は遊漁料の方が、組合員の賦課金を超えました。遊漁の金額の方が高くなりました。だから釣る場所も遊漁専用区というのを増やししながら、あゆかけも一緒なんですけど、普段であれば5月20日に解禁してから6月20日から網を入れられるんですけど、網入れを1か月遅らせて、釣り専用区を8月まで伸ばそうとしたり、遊漁に目を向けなければやっていけない状況です。

後藤委員

以前、漁協の組合員になっていたんですが、遊漁に関しては組合員になっていてもあまりメリットがない。

議長

組合員は網に入れられる。あゆとかは結構高く売れるので、そこは組合員の方がよいと思う。うちの場合は、組合員しか販売できないようにしている。

後藤委員 組合員を増やすとか何らかの対策をしないと漁協を維持するというのも難しくなると思いますし、遊漁者にしても放流とかがなければ減ってしまうことになると思いますので、そういった中でご協力していただければと思います。

議長 今日、カワウとかコイヘルペスとか、組合問題とか少しでも話せてよかったと思います。

議長 他にご意見もないようですので、次にその他の「②令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会について」事務局から報告してください。

甲斐 議案書の30ページをご覧ください。

昨年11月11日、12日に令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会が佐賀県で開催され、手島会長に出席していただきました。次の31ページに当日の次第がございますが、第1号議案から3号議案まで異議なく承認されています。

第1号議案の(1)令和7年度第1回漁場管理対策検討会結果については、32ページから56ページまでが議案資料となっています。現在の内水面の問題が集約されていますので、ご一読いただければと思います。

また、(2)令和8年度提案項目素案に係る意見について、資料58ページをご覧ください。こちらに記載のとおり、「河川湖沼環境の保全及び啓発について」、本県の手島会長から記載内容の修正について提案をいたしました。その他の他県からの意見等も含めて後日漁場管理対策検討会へ提出され、次年度の水産庁等への提案項目に含めるかどうか審議されることになるかと伺っています。

(3)のアンケート調査結果については、72ページから112ページまでとなっています。こちらもお時間がある際にご確認ください。

第2号議案については、114ページをご覧ください。表の下段にありますように内水面漁協の解散等があった場合の対応等について意見が交わされました。

最後に、第3号議案の次期開催県については、116ページに記載のとおり徳島県に決定しております。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

議長

他にご意見もないようですので、次にその他の「③うなぎ稚魚漁業許可について」事務局から報告してください。

野田

議案書の117ページをご覧ください。先日うなぎ稚魚漁業許可を有する漁業者の方々から、操業区域の変更について要望書が提出されましたので、その内容と、今後のスケジュール等について説明します。

議案書の118ページをご覧ください。こちらは昨年7月31日に開催された本委員会で諮問させて頂いた内容で、現在の制限措置の内容になります。このうち番号15-1-2と15-1-4の操業区域の拡大について要望書が提出されました。今回変更する制限措置をご説明します。15-1-2の赤枠部分をご覧ください。現在は「国東市から大分市大字坂ノ市に至る間の地先及びこれに接続する河川」となっています。次に、15-1-3の赤枠部分をご覧ください。現在は「大分市大字本神崎から佐伯市に至る間の地先及びこれに接続する河川」となっています。議案書の119ページをお開きください。15-1-4ですが、現在は、「中津市から大分市大字坂ノ市に至る間の地先及びこれらに接続する河川」となっています。

議案書の120ページをご覧ください。

要望書の概要について説明します。15-1-2と15-1-3の境界は現在、大分市大字本神崎と坂ノ市の間になっていますが、このうち15-1-2と15-1-4の操業区域を拡大し、境界の位置を大分市関崎と愛媛県佐田岬を結んだ線まで移動させて欲しいという内容です。右側の図をご覧ください。青い点線がこれまでの境界ですが、これを右側の青い実線まで移動させるというものです。なお、15-1-3の操業区域については縮小される形になりますが、現在当該操業区域で操業されている漁業者の方の同意は得られています。

議案書の122ページ以降に要望書を添付しておりますので、後ほどご確認下さい。

議案書の121ページをご覧ください。

最後に今後のスケジュールの案について説明します。

本日当委員会で要望書の内容をご説明申し上げましたが、2月13日に開催される海区漁業調整委員会においても、同様にご説明する予定です。その後、現在のうなぎ稚魚漁業許可期間終了後である、令和8年4月下旬から一か月間パブリックコメントを実施し、広く県民の方から意見を募る予定です。その後、パブリックコメントの結果を踏まえた操業区域で、当委員会と海区漁業調整委員会で諮問させて頂き、答申を頂いた後、支障がなければ令和8年11月頃に制限措置の公示を行いたいと考えています。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

後藤委員

参考までに、広げた経緯はなんでしょうか。

野田

議案書の120ページをご覧ください。

大分県内のシラスウナギが一番獲れるのは豊前海、番号でいうと15-1-1というところになります。15-1-2と15-1-3はなかなか獲れない区域になっておりまして、特に15-1-2を操業区域にされている方については、なかなかほしいシラスウナギの量を確保することに苦労されていたというところなんです。

ちょうどこの坂ノ市と本神崎の間の15-1-3の方に小さな川があるんですけど、そこが結構シラスウナギがとれるということで、そこに15-1-2の人たちも行けるようにしてほしい、という要望です。

この15-1-3の方にはお一方だけ漁業者さんがいるんですが、その方は大分市の方までシラスウナギを獲りに行ったりしないということで、15-1-3の方にとっては操業範囲の縮小になりますけども、支障がないというご意見をいただいているところです。

後藤委員

シラスウナギの漁業者さんは非常に少ないと思いますので、後々影響がないのであれば問題ないと思います。

秦(和)委員

豊前海が取れるんやなシラスウナギ。

議長 今年は福岡もとれていると聞く。中津方面でも獲れるのでは？

宮名利委員 中津は福岡県と跨っている。山国川は中央を境としているから、今までは福岡県側でも獲れていたが、境界がむこう側だからダメだということでここ何年は。山国川は山国川漁協が管理しているんだから、なんでシラスウナギだけ福岡がとったらダメだということか、前にも相談したが。

野田 今、その件については国、福岡県に相談しています。福岡県に質問しているところで、その回答を待っている状況なので、随時進めさせていただきます。

議長 福岡県は漁業権はないけど、県が主張しているということよね。

宮名利委員 そうそう。シラスウナギを獲るのは、大分県側じゃないとダメ、と言っている。

秦(和)委員 海の方の共同漁業権は福岡と山国川で分かれているのでは。分かれているから、福岡に来るなと言っているのでは。

野田 福岡県側から来るなという話があるわけではなくて、許可漁業上、福岡県側になると福岡県の調整規則の範囲になってしまうので、その辺の事務的なところの整理です。

参事 知事許可漁業なので、大分県知事が出せるのは大分県内の範囲まで。福岡県になると、大分県知事が許可を出せない。

宮名利委員 山国川漁協には福岡県の組合員もいるのに。

参事 おっしゃることは分かるが、そういう形ですので、今そのあたりを福岡県と調整しているところです。

議長 うちの場合、熊本県とか福岡県とか、玖珠とか津江漁協とかと

入会権の話をする。その時に県が入ってしてくれる。

入会権というのがあって、実際の境界はここです、と決めるけど、向こうも管理している、こっちも管理している、となると、ここからここまではいいですよ、とか、ここまでは譲歩しますよというのがある。

だから、そういうところを山国川漁協さんが福岡県と県を使って話をしたら。ただそうになると、相手方がこちらに入ってくることも分かっていないといけない。

宮名利委員      そこは大分県にお願いしていますので。  
シラスウナギがおるんやったら福岡からもらえばいい。

参事              そのための段階を踏んでいるということです。

横松委員          今回の要望というのは、杵築市の養鰻業者から出ていると思いますが、許可漁業になる前は行かれていなかったんですか。

野田              行くことはできていないです。許可上行けないところになります。

横松委員          前の採捕区域と同じ区域で設定したの。

野田              今地図上で示しているように、今漁期までは昔の特別採捕許可の時代と操業区域は同じです。それを今回変更してほしいということです。

議長              許可制ですからね。前もうちも持っていたんですけど、やめてくれということで辞めたら、近頃獲れだしている。

横松委員          中間育成用の種苗ということで許可を取っていましたがね、日田漁協は。

議長              うちはまだ買うしかないのでからね。

議長              他にないようであれば、これで本日の議案及び報告がすべて終

了しましたので、委員会を終了します。スムーズな進行についてご協力ありがとうございました。

参事

長時間にわたるご審議お疲れ様でした。これを持ちまして委員会を閉会します。

以上、第22期大分県内水面漁場管理委員会第3回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和8年2月4日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員